

【助成対象経費一覧】

	項目	細目	内 訳
助成対象経費	出演・音楽・文芸・美術費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料 等
		音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料等、調律料 等
		文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、各種助手料、台本料、訳詞料、著作権使用料、舞台美術・衣裳等デザイン料 等
		美術費	作品借料（保険料を含む。）
	設営・舞台費	設営費	会場設営・撤去費、美術作品運搬費 等
		舞台費	大道具費、小道具費、衣裳費、楽器運搬費、照明費、音響費、道具運搬費 等
		会場費	会場使用料等（本番会場及び本番日と連続するリハーサル会場費）
	謝金・旅費・宣伝等費	謝金	原稿執筆謝金、場内整理員謝金、駐車場整理員謝金 等
		旅費	交通費、宿泊費、日当 等
		通信費	案内状送付料 等
		宣伝費	広告宣伝費（新聞、雑誌）、立看板費 等
		印刷費	プログラム印刷費（無料配布するもの。）、図録印刷費（無料配布するもの。）、入場券印刷費、台本印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、資料印刷費 等
		手数料	チケット販売手数料 等
消耗品費		アンケート記入用鉛筆、アンケート用紙、スタッフパス 等	
	記録費	録画費、録音費、写真費（有料販売する場合は対象外）	
<p>○ 出演費・音楽費・文芸費・美術費・旅費は、専門分野の芸術家又は芸術団体に支払われる場合のみ助成対象経費となります。</p> <p>○ プログラム及び図録印刷経費は、一部でも有料配布する場合は、全て助成対象外経費となります。</p> <p>○ 消耗品は対象事業に直接必要なものに限り、会議や通常の事務用品等は対象外経費となります。</p> <p>○ 実施団体又はその構成員が請求者となっている経費は、原則助成対象外経費となります。</p> <p>○ 助成対象経費については、実績報告時、全て領収書等支払関係書類の提出が必要となります。支払関係書類の提出がない場合は、助成対象外経費となります。</p>			
助成対象外経費	<p>○美術作品等の購入費・制作費</p> <p>○振込手数料</p> <p>○有料配布する場合のプログラム・図録等の制作経費（原稿執筆謝金、印刷費等）及びその他有料配布物の制作経費</p> <p>○車などのガソリン代</p> <p>○航空・列車運賃等の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金等）</p> <p>○定期的な練習に係る経費（練習場の借料等経費、指導料やトレーナー料等経費）</p> <p>○取材、会議、企画制作打合せ等に係る経費</p> <p>○イベント保険、災害保険等に係る保険料等</p> <p>○マネジメント料</p> <p>○事務所維持費</p> <p>○電話代、ファックス代、ホームページ作成費</p>		<p>○事務機器・文具事務用品等の購入費</p> <p>○印紙代、証紙代</p> <p>○交際費・接待費</p> <p>○レセプション・打ち上げ・パーティー等に係る経費</p> <p>○ケータリング・弁当等の飲食費</p> <p>○記念品・贈答品代等</p> <p>○出演者及び関係者への花束、土産などの経費</p> <p>○その他、助成金対象経費として不適当と考えられる経費</p>